

平成31年度税制改正において、ふるさと納税の見直しが行われたので紹介させていただきます。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 334 回

4月27日から始まった長い連休も5月6日をもって終わりました。皆さま、有意義に休みを過ごされましたか。またこの休みで体をしっかり休めることや勉強することができ、体力・知力の向上につながりましたか。ムダな休みを過ごすことになりませんでしたか。

ところで今後の日本はようになっていくのでしょうか？  
心配な事は、特許出願量減少等、技術力の低下です。

《例》 5G特許の場合

- ①中国 ②韓国 ③フィンランド ④米国 ⑤スウェーデン ⑥日本 ⑦台湾

一部の車関係、ロケット関係はかなり頑張っているものもありますが、バブル崩壊後、日本の技術力は低下してきています。これは未来に向けての投資、教育への投資が極端に減っているためであると思われます。やはりGDPも同じように落ちてきています。逆に娯楽への投資は大変伸びていますが…。

今後日本はもう少し進むべき道を明確にし、インテリジェンス（情報）や知的生産につながる技術力への投資をしていかなければ、あと10～20年後には大変遅れた弱小国になってしまうような予感がします。

我が国、日本は中小企業が技術を支えて進化していく国かと思います。皆さま頑張ってください。令和の時代をよりよく向上させましょう。

前田の《今人生を語る》第 239 回  
めざめよ日本人 (161)

何事も5分前に準備が終わると、心にも余裕が生まれスムーズに仕事を進めることができます。5分の心の余裕が、大きな時間短縮を生むこととなります。

5分の意識を変えるだけでも、もたらされる効果は多大なものがあります。まさに、これが働き方改革ですね。

- ① 総務大臣は、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税の対象として指定する。  
(イ) 寄附金の募集を適正に実施する都道府県又は市区町村  
(ロ) (イ)の都道府県等で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県等  
A) 返礼品の返礼割合を3割以下とすること  
B) 返礼品を地場産品とすること
- ② ①の基準は総務大臣が定める。
- ③ 指定は、都道府県等の申出により行う。
- ④ 総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認める場合等には、指定を取り消すことができる。
- ⑤ 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- ⑥ 基準の制定や改廃、指定や指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- ⑦ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和元年(2019年)6月1日以後に支出された寄附金について適用する。

6月1日以降、総務省の指定を受けた自治体への寄附だけがふるさと納税の対象となります。自治体が指定を受けるには、返礼品が地場産品で、かつ、返礼割合が3割以下の場合に限られます。このため、以下のような返礼品は廃止される可能性があります。

金銭に類似した物	商品券、プリペイドカード、電子マネー、ポイント、マイル、通信料金など
資産性が高い物	電化製品、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車など

ふるさと納税の対象とならない自治体も返礼品を送付するのは自由なため、注意が必要です。ふるさと納税を利用したい場合は、総務省が指定している自治体かどうかを確認するようにしてください。指定の自治体以外に寄付をした場合、控除の対象にはなりませんのでご注意ください。